

(3) 生活相談員	1名以上
(4) 介護支援専門員	1名以上
(5) 介護職員	17名以上
(6) 看護職員	2名以上
(7) 機能訓練指導員	1名以上
(8) 医師（非常勤）	1名
(9) (管理) 栄養士	1名以上
(10) 調理員（委託）	4名以上

※特別養護老人ホームとショートステイの合計人数です。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超えまたはその他の職員を置く。

(職務)

第5条 職員（兼務）の職務分掌は次のとおり

(1) 管理者

事業所の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が指名する職員が管理者の職務を代行する。

(2) 事務員

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護支援専門員

入居者の施設サービス計画の作成、他の専門機関との連絡調整を行なう。

(5) 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(6) 看護職員

入居者の看護及び健康管理、保健衛生の業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員

入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(8) 医師（非常勤）

入居者の診療及び健康管理、保健衛生等の管理指導の業務に従事する。

(9) (管理) 栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

(管理) 栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 利用者に対する事業所サービスの内容及び利用料等

(事業所サービスの内容)

第6条 事業所のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活動作の改善又は維持の為に機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) 送迎

午前9時00分から午後5時00分までの間とします。

- (9) その他レクリエーション、行事等サービスの提供

(利用料金等)

第7条 短期入所生活介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護事業におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 事業所は前項に定める額のほか、別表(1)～(4)に掲げる費用の額の支払いを受ける事ができる。
- 3 前2項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

第4章 運営に関する事項

(開始及び終了)

第8条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が事業所のサービスを受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (ア) 他の利用者が適切な指定短期入所介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
 - (イ) 事業所の備品・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
 - (ウ) その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。
- (内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申し込みのサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申し込み者の同意を得る。
(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第12条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

(保険給付のための証明書の交付)

第13条 事業所は、法廷代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の内容、費用の額その他必要と認められ事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(短期入所生活介護計画の作成)

第14条 事業所は相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容にそって作成する。

3 事業所は、短期入所生活介護計画を作成した時は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、家族または利用者の同意を得るとともにこれを交付する。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第14条の2 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスに配慮して、他の介護予防短期入所生活介護と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

2 介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容にそって作成する。

3 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した時は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、家族または利用者の同意を得るとともにこれを交付する。

第15条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、利用者がその有する能力に応じて、自

らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常を営むことができるようにするため、利用者の日常生活の活動について必要な援助を行う事により、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営む事ができるよう配慮して行う。
- 3 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は利用者の自立した生活を支援することを基本とし、利用者の要介護（要支援）状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 事業所の職員は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 7 事業所は、前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 事業所は、自らその提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介護）

第16条 事業所はユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的日常生活を営む事を支援するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って行う。

- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 事業所は、利用者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営む事ができるよう適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行う事をもって入浴の機会の提供に代える。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 事業所は、おむつを利用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に切り替える。
- 6 事業所は、前各項に規程するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 7 事業所は、常時1名以上の介護職員を介護に従事させる。
- 8 事業所は、利用者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護は受けさせない。

（食事の提供）

第17条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂る事ができるよう必要な時間を確保する。
- 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が

共同生活室で食事を摂る事を支援する。

(通常の送迎の実施地域)

第18条 通常の送迎の実施地域は倉敷市内（玉島、船穂町、真備町の区域を除く）とする。

(相談・援助)

第19条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

第20条 事業所は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。

第21条 事業所の医師（嘱託医）又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置をとる。

2 事業所の医師（嘱託医）は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しないものについてはこの限りではない。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 事業所は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態または要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第23条 事業所は、利用者に短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業所は当該施設の職員によって短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を提供する。ただし利用者の処遇の影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 事業所は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第24条 事業所は現に短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師（嘱託医）又はあらかじめ定めた協力医師への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

第25条 利用者に対する短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族及び居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止を講じる。

4 利用者に対する事業所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やか

に行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

第7章 その他運営に関する項

(定員の厳守)

第27条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第28条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努力するものとする。(掲示及び広告等)

第29条 事業所は見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、事業所について広告する場合は、その内容が虚偽または誇大なものとししない。

(秘密保持)

第30条 事業所の職員および職員であった者は退職後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らす事がないように必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその業者に対し、要介護被保険者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介する事の代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設の退所者を紹介する代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

第32条 事業所は、その提供した短期入所生活介護サービス(介護予防短期入所生活介護サービス)に関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付ける為の窓口を設置する。

2 事業所は、その提供した短期入所生活介護サービス(介護予防短期入所生活介護サービス)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、その提供した短期入所生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第33条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第34条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第35条 事業所は、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第36条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第37条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日より施行する。

別表

(1) 1日あたりの滞在費（光熱水費及び室料）

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
滞在費（1日分）	2,650円	880円	880円	1,370円	1,470円

(2) 1日あたりの食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に要する 費用（1日分）	1,800円 朝食 480円 昼食 670円 夕食 650円	300円	600円	1,030円	1,360円

(3) 通常の事業実施地域外への送迎に要する費用

通常の事業実施地域を越えた地点から片道1km当たり20円

(4) 介護サービス提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用

ア) 利用者の希望により、身の回りの品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用

（歯ブラシや化粧品等）

実費

イ) 利用者の希望により、教養娯楽費として日常生活に必要なものを提供する場合の費用

（クラブ活動等の材料費）

実費

ウ) 一定の要件下での預り金の出納管理の費用

実費

エ) 理美容サービス

実費

女性		男性	
カット	1,800円	カット	1,600円
顔そり	500円	顔そり	500円
シャンプー	1,100円	シャンプー	800円
毛染め	3,300円	毛染め	2,700円
パーマ（カット込）	6,600円		

オ) 嗜好品の購入費用

実費